

新潟市歩道除雪奨励金交付事業 小型除雪機械の貸与の取り決め

1 趣旨

市から、ハンドガイド式の小型除雪機械を、新潟市歩道除雪奨励金交付事業に参加するボランティア団体（以下、団体）に貸与することで、より効率的な除雪を実施できるようにする。

2 台数

原則、毎年度5月末までに貸与申し込みがあった団体に1台ずつ小型除雪機械を貸し出す。

3 申し込み

毎年度5月末までに、各区建設課に申し込み。

応募多数の場合は、各区建設課との協議の上貸与団体を決定。

4 事前研修会

団体のうち、小型除雪機械の実際に操縦者、及び助手は、各区建設課が主催する事前研修会を受講しなければならない。

操縦者、及び助手は、第一種普通自動車免許を取得している人を条件とする。

操縦者、及び助手は、団体から複数人選出できるが、選出された全員が事前研修会を受講しなければならない。

※事前研修会の詳細な日程については、後日照会します。

5 小型除雪機械の搬入

各区役所に置かれた小型除雪機械は、市負担で団体が指定する保管場所に搬送する。

6 小型除雪機械の貸し出し期間について

小型除雪機械は、機械が搬送された日から3月9日までを貸し出し期間とする。

7 小型除雪機械の保管について

貸与期間中の保管は、附属のシートで覆い、保管するものとする。

8 小型除雪機械の燃料費

小型除雪機械の燃料費は、団体負担とする。

奨励金・・・基本額 500円/回/人

実績額・・・13円/m（歩道除雪） 130円/箇所（横断歩道箇所）

9 小型除雪機械の修理費

小型除雪機械の修理費は、市負担とする。ただし、故意による破損は除く。

10 小型除雪機械の返納

団体が指定する保管場所に置かれた小型除雪機械は、市負担で各区役所に搬入する。

11 ガソリン携行缶の貸与について

団体には、市から小型除雪機械と合わせて、ガソリン携行缶を貸し出される。

附 則

この取り決めは、平成23年12月1日以降、適用する。

附 則

この取り決めは、平成24年12月1日以降、適用する。

附 則

この取り決めは、平成25年4月1日以降、適用する。

附 則

この取り決めは、平成26年4月1日以降、適用する。